

監理団体の業務の運営に関する規程

事業者名 長崎県青果移出商業協同組合

(目的)

第1条 この規程は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、長崎県青果移出商業協同組合（以下「本事業所」という。）が監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

(求人)

第2条 本事業所は、「耕種農業」の技能実習に関するものに限り、求人の申込みについて受理します。ただし、その申込みの内容が技能実習関係法令、労働関係法律及び法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金及び労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である認める場合、又は監理団体実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。

2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者になろうとする者（以下「団体監理型実習実施者等」という。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票により申込み下さい。なお、直接来所できない時は、郵便、電話、ファックス又は電子メールにおいても申込みの受理をいたします。

3 求人の申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を予め書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、予め書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項を予めこれらの方法以外の方法により明示してください。

(求職)

第3条 本事業所は、「耕種農業」の技能実習に関するものに限り、求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込み内容が技能実習関係法令に違反するときは、これを受理しません。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生若しくは団体監理型技能実習生になろうとする者（以下「団体監理型技能実習生等」という。）又はその代理人（外国の送出国から求職の申込み取次ぎを受けるときは、外国の送出国）から、所定の求人票により申込みを受付けます。なお、申込み方法は郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

(技能実習に関する職業紹介)

- 第4条 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、希望と能力に応じる職業に速やかに就くことができるよう極力御世話いたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力御世話いたします。
 - 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を予め書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるため予め書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、予めそれらの方法以外の方法により明示を行います。
 - 4 一度求人、求職の申込みを受付た以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の業務を行います。
 - 5 本事業所は、職業紹介上中立の立場をとっており、労働に関する紛争が生じている団体監理型実習実施者等には、技能実習に関する職業紹介を行いません。

(団体監理型技能実習の実施に関する監理)

- 第5条 団体監理型技能実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令52条第1号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法)によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
 - 3 技能実習を労働力の需要の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
 - 4 第1号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
 - 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条8号イからハに規定する観点から指導を行います。

- 6 技能実習生の帰国旅費を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

(監理責任者)

第6条 本事業所の監理責任者は、高橋 一郎です。

- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

(監理費の徴収)

第7条 監理費は、団体監理型実習実施者等へ予め用途及び金額を明示した上で徴収します。

- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は団体監理型技能実習の実施に関する監理に擁する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

（その他）

第8条 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所轄するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。

- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、「耕種農業」です。
- 6 本事業の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づき運営されますので、御不審の点は職員に詳しくお尋ねください。

令和6年3月27日

代表理事 井上 政富